

◆◇ 労務管理のエッセンス ◆◇ (10/7月号) (第64号)

赤井労務マネジメント事務所 社会保険労務士 赤井孝文 akai2@mx52.fiki.ne.jp
下関市長府中之町5-4 電話245-5034 ホームページ <http://www.6064.jp>

労働基準監督署による「司法処分」の発動強化

厚労省は平成22年4月7日、地方労働行政運営方針を公表しました。方針では、全国の労働基準監督署が新年度の行政スタンスを明らかにする「平成22年度労働基準行政重点事項」も表示されています。

最も関心が高いのは、労働基準監督署の最強硬手段である「司法処分」でしょう。各労働基準監督署では、業界別に順次調査を行っていくこととなります。

◆司法処分の発動が明示されている5分野

①	賃金不払等を繰り返す事業主に対しては、司法処分を含め厳正に対処する。
②	重大又は悪質な賃金不払い残業(サービス残業)事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処する。
③	偽装請負が関係する死亡災害を始めとする重篤な労働災害については、司法処分を含め厳正に対処する
④	技能実習生を含めた外国人労働者に係る重大又は悪質な労働基準関係法令違反事案については、司法処分を含め厳正に対処すると共に、職業安定行政との連携を図りつつ、出入国管理機関にその旨情報提供
⑤	「労災かくし」の排除を期すため、引き続き、的確な監督指導等を実施し、その存在が明らかになった場合には、司法処分を含め厳正に対処する。

64歳までの雇用確保措置違反企業に訪問指導

平成22年4月から雇用確保年齢が64歳になりました。(平成25年4月からは65歳)これを受けてハローワークでは、64歳までの雇用確保措置を設けていない31人以上の企業に訪問し、個別指導を行うことになりました。3回以上指導を受けても具体的な動きがない企業に対しては指導文書を発行し、計画書の提出を求めるようです。それでも対応しない企業には労働局長またはハローワークの所長による個別指導を行い、2カ月以内に報告書を提出するよう勧告書が発行されます。勧告書が発行された企業にはハローワークでの求人の不受理、紹介保留、助成金の不支給などの措置が実施されるとのことです。

履歴書のチェックポイント

体裁の整い方		記載内容	
①	記載すべき事項はすべて記入してあるか	①	学歴に空白の行がないか
②	記入は黒のボールペン、あるいは万年筆で書かれているか	②	職歴に空白の行がないか
③	文字は読みやすく、丁寧か	③	転職の回数
④	書き出しの頭が各行ともそろっているか	④	1つの会社の勤続年数
⑤	各欄にバランスよく記入されているか	⑤	転職の一貫性
⑥	文字は適切な大きさか	⑥	会社の求めている職種の経験年数は、採用しても見通しのつく経験年数か
⑦	写真は適切な位置に貼られているか		

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。以後、ご送信を控えさせていただきますので、何卒ご容赦下さい。

FAX番号 245-7166 不要 貴社名 _____